

## 令和 3 年度茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金追加支給申請書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

## (申請者の情報記載欄)

〒		住所	※居住地の住所を記載してください。
氏名	フリガナ		
	※事業所名(店名・屋号)は記載しないでください		
電話番号	※常時連絡が取れる電話番号を記載してください。		
メールアドレス	※所持していない場合は記載不要。		

令和 3 年度茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

## 1 店舗情報等 (1 店舗目)

事業所名			
事業所所在地	茨城県		
	マンション・アパート名など		
飲食店営業許可番号		いばらきアマビエち ゃんの登録コード	
時短営業した期間	月 日から	月 日まで	( 日間)
通常の営業形態	<input type="checkbox"/> 通常 20 時から翌朝 5 時までの間に営業を行っている飲食店 <input type="checkbox"/> 通常 20 時まで営業を終了する酒類又はカラオケを提供する飲食店 通常の営業時間 ( 時 分 から 時 分 まで)		
要請期間中の営業時間	<input type="checkbox"/> 要請期間中営業時間: 時 分 から 時 分 まで <input type="checkbox"/> 休業		
協力金の申請額 (小計)	0 0 0 円 ※別表により計算された金額を記載してください。		

※通常 20 時まで営業を終了する酒類又はカラオケを提供する飲食店については、緊急事態措置区域として指定されており、かつ緊急事態措置の全ての期間に終日休業した場合のみ協力金を申請いただけます。

※2 店舗以上の申請の場合は別紙を添付してください。

## 2 協力金申請総額 (全店舗分の合計)

合計	店舗分	合計	0 0 0 円
----	-----	----	---------

※営業時間短縮要請の期間の途中において、要請の内容・期間等が変更になる等の場合については、要請内容の変更に応じて申請いただいた協力金の額を変更して支給する場合があります。

## 3 添付書類

- 営業時間を短縮したことがわかる書類 (申請する店舗の分すべての元々の営業時間の短縮を告知する HP や店頭ポスターの写し等を提出してください。※写真撮影したものでも可)
- 所得税の確定申告書第一表の控え (25,000 円/日より多い額を申請する場合であって、前回未提出の場合のみ)
- 売上帳等の帳簿の写し (1 店舗あたり 25,000 円/日より多い額を申請する場合のみ)
- <別表> 計算表 (大企業及び 25,000 円/日より多い額を申請する場合のみ)
- 食品衛生法に基づく食品営業許可証の写し ※前回の申請から許可書が更新されている場合のみ

※1 店舗当たり 25,000 円/日より多い額を申請する場合のみ添付が必要な書類 (所得税の確定申告書第一表の控え、売上帳等帳簿の写し、<別表> 計算表) については、まん延防止重点措置期間においては 30,000 円/日より多い額を申請する場合、緊急事態措置 (緊急事態宣言) においては 40,000 円/日より多い額を申請する場合に添付が必要になります。

裏面へ続く

#### 4 協力金の振込先

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ					
<input type="checkbox"/> 座名義（※）					

※口座名義は、当該個人名義のものに限ります。

#### 5 宣誓項目（すべて必須。確認の上、してください。）

- 支給要綱第2条に掲げる以下の支給対象者の要件を満たす者であること。
- ・申請書に掲げる施設が支給要綱別紙に掲げる営業時間短縮要請の対象市町村に所在する要請対象事業者であること。
  - ・支給要綱別紙に掲げる要請の期間において、営業時間短縮要請前に要請に係る時間に営業を行っていた店舗が、県の要請に従って営業時間の短縮等（終日休業を含む）を行ったこと。
  - ・営業時間の短縮要請の期間より前に開業しておりかつ、営業の実態があること
  - ・いばらきアマビエちゃんに登録していること。
- 支給要綱第3条に掲げる以下の不支給要件に該当しないこと。
- ・茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者
  - ・代表者又は役員のうち茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がある中小企業者等（また、上記内容に該当しないことを確認するため、警察本部に照会することについて承諾する）
  - ・地方公共団体
- 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- 申請に係る情報について必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意すること
- 虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還するとともに、加算金を支払うこと及び県が事業者名を公表することに同意すること。
- 営業時間短縮要請の期間後も事業を継続する意思があること。
- 県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
- ・アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）
  - ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 など
- 県が営業時間短縮要請に応じた（協力金を支給した）店舗名及び所在地を公表することに同意すること。
- 店舗の利用者に「いばらきアマビエちゃん」の登録を積極的に促すこと。
- 酒類の提供（持ち込みを含む。）について、県の要請に応じて19時まで終了し、又は緊急事態措置宣言・まん延防止等重点措置の期間中は要請に応じて終日停止すること。
- 上記の宣誓項目に反した場合には、協力金を返還すること。